

企画競争実施の公示

平成30年10月11日

近畿地方整備局長 黒川 純一良

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

大阪合同庁舎第1号館福利厚生施設内における自動販売機(清涼飲料・食品)の設置営業

(2) 業務内容

大阪合同庁舎第1号館7階に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料及び食品の販売を行う。

清涼飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)4台及び食品2台 … 1事業者

(3) 業務期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記3による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。なお、近畿地方整備局は大阪第6地方合同庁舎(仮称)への移転を予定しており、移転日を超える国有財産の使用許可は行わない。(参考として、大阪第6地方合同庁舎(仮称)整備等事業における庁舎の引渡予定日は平成34年3月31日である。)

2 設置場所

大阪府中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館 7階東側3台及び西側3台

(東側及び西側にそれぞれ飲料2台・食品1台の計6台の設置を想定している)

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、近畿地方整備局長が行う。

4 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」又は「物品の販売等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
また、平成31年4月1日時点において平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」又は「物品の販売等」の近畿地域の認定を受けていること。
- (3) 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

5 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局総務部厚生課長補佐、管理係長

電話06-6942-1141（内線2553） ファクシミリ06-6910-6649

(2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

平成30年10月11日から平成30年10月31日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで、(1)に同じ。提案要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成30年10月31日17時00分までに、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、左記提出期限必着とする)にて提出すること。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記5の(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 業務を行う最適な者として特定(以下「特定」という。)した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。